

議案第 17 号

おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成
27年おいらせ町条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり
定める。

平成30年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に
伴い、主任介護支援専門員の更新時に研修が導入されたことから引用
する規定を改めるため提案するものである。

おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成
27年おいらせ町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「省令第140条の68第1項に規定する主
任介護支援専門員研修を修了した者をいう。」を「介護保険法施行規則
（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）
第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をい
う。」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。